

史跡宮滝遺跡 保存整備基本設計策定業務委託に係る公募型プロポーザルへの参加事業者の公募について

史跡宮滝遺跡 保存整備基本設計策定業務委託に係る公募型プロポーザルへの参加事業者を次のとおり公募します。

令和 3年 8月 20日

吉野町長 中井 章太

1. 業務概要

(1) 業務名

史跡宮滝遺跡 保存整備基本設計策定業務

(2) 業務目的

宮滝遺跡は吉野町宮滝に所在する複合遺跡である。吉野川北岸に位置し、『日本書紀』や『続日本紀』、『万葉集』等に見える吉野宮に比定される遺跡として著名である。

吉野町では、宮滝遺跡の保存・活用を促進するために、遺跡の価値の顕在化、観光振興・地域振興・ふるさと教育への活用、地域資源（周辺文化財・自然環境・地域伝承など）との連携を視野に入れて、令和元年度に『吉野万葉整備活用計画基本計画』（以下『基本計画』という。）を策定した。この『基本計画』に基づき、史跡宮滝遺跡 保存整備基本設計策定業務（以下「基本設計策定業務」という。）を実施することを目的とする。

(3) 業務内容

別添「史跡宮滝遺跡 保存整備基本設計策定業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託料上限額

11,732,000 円（消費税および地方消費税の額を含む。）

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(6) 契約期間

契約締結日の翌日（令和3年9月下旬予定）から令和4年3月10日まで

2 参加資格

このプロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、参加申込書の提出日において、次に掲げる条件を全て満たす者であること。

また、次の要件のいずれかを満たさなくなった場合は、提出そのものを無効とする。なお、責任の所在を明確にする観点から、共同提案は受け付けない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日から契約候補者特定の日までの間のいずれかの日においても、吉野町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく排除措置期間中でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益になる活動を行う法人でないこと。
- (4) 公告日以前 3 か月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 過去 10 年以内に同等または同等以上の業務を受注し、実施した実績があること。

3 参加表明書の提出

提出期限：令和 3 年 8 月 31 日（火）午後 5 時まで（必着）

提出方法：FAX又は電子メールにて事務局に送付後、必ず電話にて送付した旨連絡すること。

提出部数：1部

4 選定方法

選定するにあたり、参加者を公募し、参加申込をした者の中から参加資格を確認したうえで、提案書の提出を依頼するとともにプレゼンテーション・ヒアリングを実施し、史跡宮滝遺跡 保存整備基本設計策定業務委託事業者 選定審査会による審査を行い、審査委員が採点した合計得点を集計し、最高得点者を候補者として選定する。

5 手続き

(1) 事務局（担当部局）

〒639-3192 奈良県吉野郡吉野町大字上市80番地の1

吉野町役場 産業観光課 担当者：中東

TEL：0746-32-3081（代表） FAX：0746-32-8855

メール：bunkazai@town.yoshino.lg.jp

(2) 事業者選定までの予定スケジュール

	項 目	期 間 等
1	公募開始	令和3年8月20日（金）
2	参加表明書の提出期限	令和3年8月31日（火）午後5時まで
3	質問書の提出期限	令和3年9月3日（金）午後5時まで
4	質問書に対する回答	令和3年9月6日（月）午後5時まで
5	提案書等の提出期限	令和3年9月13日（月）午後3時まで
6	プレゼンテーション ・ヒアリング実施	令和3年9月22日（水）頃予定
7	審査結果の通知・公表	令和3年9月28日（火）頃予定

① 実施要領及び仕様書の入手方法

実施要領等については、町のホームページからダウンロードすること。

② 参加表明書の提出

提出期限：令和3年8月31日（火）午後5時まで（必着）

提出方法：FAX又は電子メールにて受け付ける。提出後、24時間を経っても参加表明書受領通知書（様式第2号）が届かない場合は、事務

局に電話連絡をすること。

提出部数：1部

③ 質問及び回答

質問期限：令和3年9月1日（水）から令和3年9月3日（金）午後5時

質問方法：質問書（様式第7号）により、FAX又は電子メールにて受け付ける。送信後は到着確認で事務局に連絡をとること。

回答方法：令和3年9月6日（月）午後5時までに、質問内容と合わせ、FAX又は電子メールにて回答する。なお、公平性を保つため、参加者全員に同様の内容を通知する。

④ 企画提案書の提出

提出書類：別紙実施要領を参照

提出期限：令和3年9月13日（月）午後3時まで（必着）

提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る）による。

提出部数：正本 1部 副本 6部 正本の電子媒体（CD-R）1枚

（正本1部以外はコピー可とする。）

※内容の確認が困難な場合は、カラーで作成すること。

⑤ プレゼンテーション

実施日時：令和3年9月22日（水）頃（予定）

※ 場所及び日時については、後日、別途通知する。

⑥ 選定結果の通知・公表

選定結果は、参加者全員へ書面により通知する。併せて、町のホームページにおいて、契約候補者名を公表する。

通知日：令和3年9月28日（火）頃（予定）

7 参加者の失格事由

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「2 参加資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出するなど、「史跡宮滝遺跡 保存整備基本設計策定業務委託事業者募集要領」の記載に違反する行為があった場合
- (3) 提出書類に不備、錯誤などがあり、事務局などから指摘を受けたにもかかわらず、その補正に期限内に応じない場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合。または不正があった場合。

- (5) 企画提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかった場合。
- (6) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合。
- (7) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合。
- (8) そのほか不正と認められる行為があった場合。

8 業務の適正な実施に関する事項

関係法令や個人情報保護、守秘義務を遵守すること。その他、詳細については「史跡宮滝遺跡 保存整備基本設計策定業務委託仕様書」に定める。

9 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書類は、サイズはA4版、両面10枚以内（表紙を除く。）、文字は10.5ポイント以上とする。なお、企画書の表紙には所定の様式（様式第6号）を使用すること。
- (3) 提出された書類は理由の如何に問わず返却しない。
- (4) 提案書提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。
- (5) 参加事業者が1社であっても本プロポーザルを実施し、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該参加事業者を契約の相手方として選定する。
- (6) 提出された書類等は吉野町情報公開条例に基づき、公開することがある。

10 その他

詳細は、「史跡宮滝遺跡 保存整備基本設計策定業務委託事業者募集要領」および「史跡宮滝遺跡 保存整備基本設計策定業務委託仕様書」によるものとする。